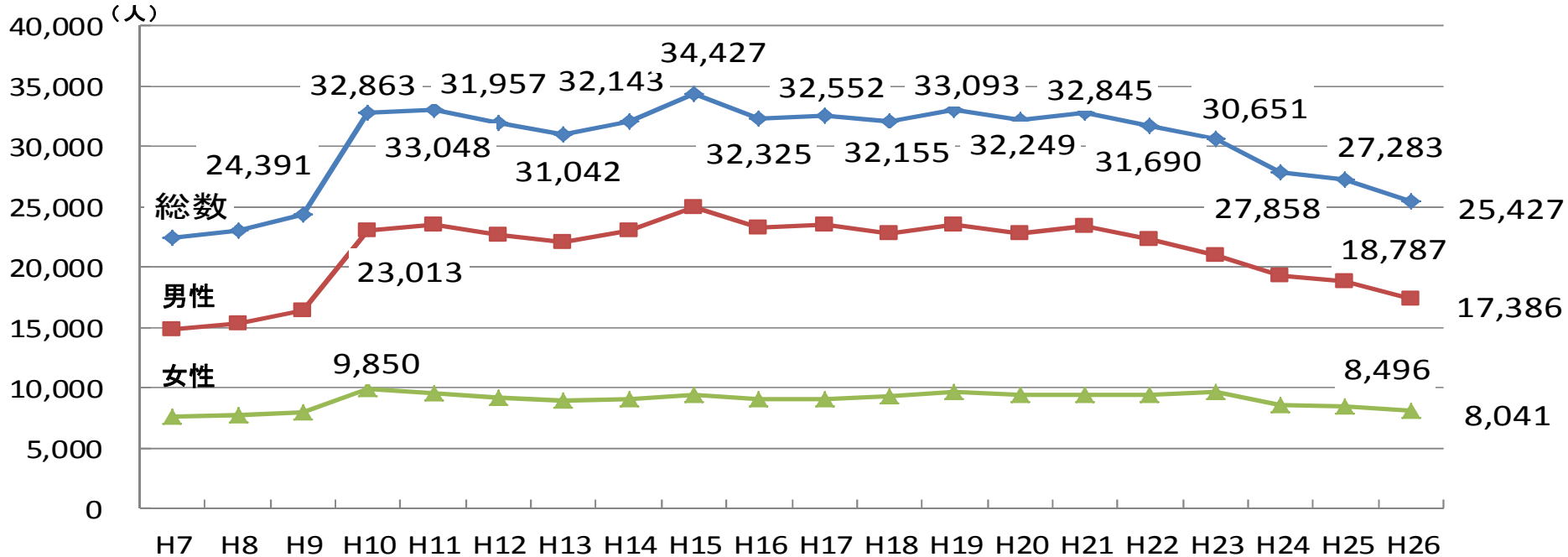


自殺対策を巡る現状等

自殺者数の年次推移

- 自殺者数は3年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にある。
- 自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な要因が重なって生じていると考えられている。



警察庁統計における自殺の原因・動機 原因・動機は3つまで計上

出典：内閣府・警察庁統計

	自殺者	原因・動機特定者	原因・動機									
			健康問題	経済・生活問題			家庭問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	
				うつ病	統合失調症	その他の精神疾患の悩み						
H26	25,427	19,025	12,920	5,439	1,226	1,495	4,144	3,644	2,227	875	372	1,351

自殺対策基本法のあらまし

基本理念

- ① 自殺の背景には様々な社会的要因があり、社会的な取り組みが必要
- ② 自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、精神保健的観点のみならず、その実態に即した取り組みが必要
- ③ 自殺の予防、発生危機への対応、発生後、未遂時など各段階に応じた対策が必要
- ④ 行政、医療機関、事業主、学校、民間団体等の密接な連携が必要

国の責務
対策の総合的策定と実施

地方自治体の責務
地域の状況に応じた施策の策定と実施

事業主の責務
被用者の心の健康保持

国民の責務
自殺対策への関心と理解

基本的施策

- ① 自殺防止等に関する調査研究、情報収集・提供等
- ② 教育・広報活動等を通じた国民理解の増進
- ③ 人材の確保・養成・資質向上
- ④ 職域、学校、地域等における心の健康保持に係る体制整備
- ⑤ 精神科医に受診しやすい環境整備、精神科医と他の医師との連携等の確保
- ⑥ 自殺の危険性が高い者の早期発見、相談など自殺発生回避のための体制整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体の活動に対する支援

自殺対策大綱



策定



関係行政機関の調整



政府



国会

自殺総合対策会議
(関係大臣)

自殺の概要・自殺対策の実施状況の年次報告

自殺総合対策大綱(見直し後の全体像)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

(第1) はじめに

< 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す >

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

自殺総合対策の現状と課題 : 地域レベルの**実践的な取組**を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識 : <自殺は、その多くが追い込まれた末の死>
<自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題>
<自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い>

(第2) 自殺総合対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(第4) 自殺対策の数値目標

○平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

(第3) 当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

(第5) 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における連携・協力の確保
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

自殺対策に関連する各府省等の役割

● 内閣府

- 自殺対策基本法を所管
- 自殺対策の推進に関する企画・立案、総合調整
- 普及啓発等の実施

自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム

- ・目的 必要な緊急対策の機動的な実施等を行う
- ・メンバー 各府省政務（厚労省は副大臣）

自殺総合対策会議

（自殺対策基本法第20条）

- ・目的 大綱案の作成、行政機関の調整、自殺対策の推進等
- ・会長 内閣官房長官
- ・委員 内閣府自殺対策担当大臣 国家公安委員会委員長
内閣府金融担当大臣 総務大臣 法務大臣 文部科学大臣
厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

自殺対策官民連携協働会議（自殺総合対策会議決定）

- ・目的 国、地方公共団体、関係団体、民間団体等の連携・協働
- ・座長 樋口 輝彦（国立精神・神経センター総長）
- ・メンバー 関係団体の等の代表者、有識者、地方ブロックの代表
- ・オブザーバー 関係省庁課長級職員等

自殺対策検証評価会議（自殺総合対策会議決定）

- ・目的 施策の達成状況等の検証、効果等の評価
- ・座長 南島和久（神戸学院大学法学部准教授）
- ・メンバー 有識者（統計分析等の専門家）
- ・オブザーバー 有識者（自殺対策推進会議のうち研究者）

自殺予防総合対策センター

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援

- 警察庁 自殺統計 等
- 金融庁 多重債務相談 等
- 総務省 インターネット上の情報への対応 等
- 法務省 法的問題、人権問題の相談 等
- 文部科学省 児童生徒の自殺予防 いじめ対策等

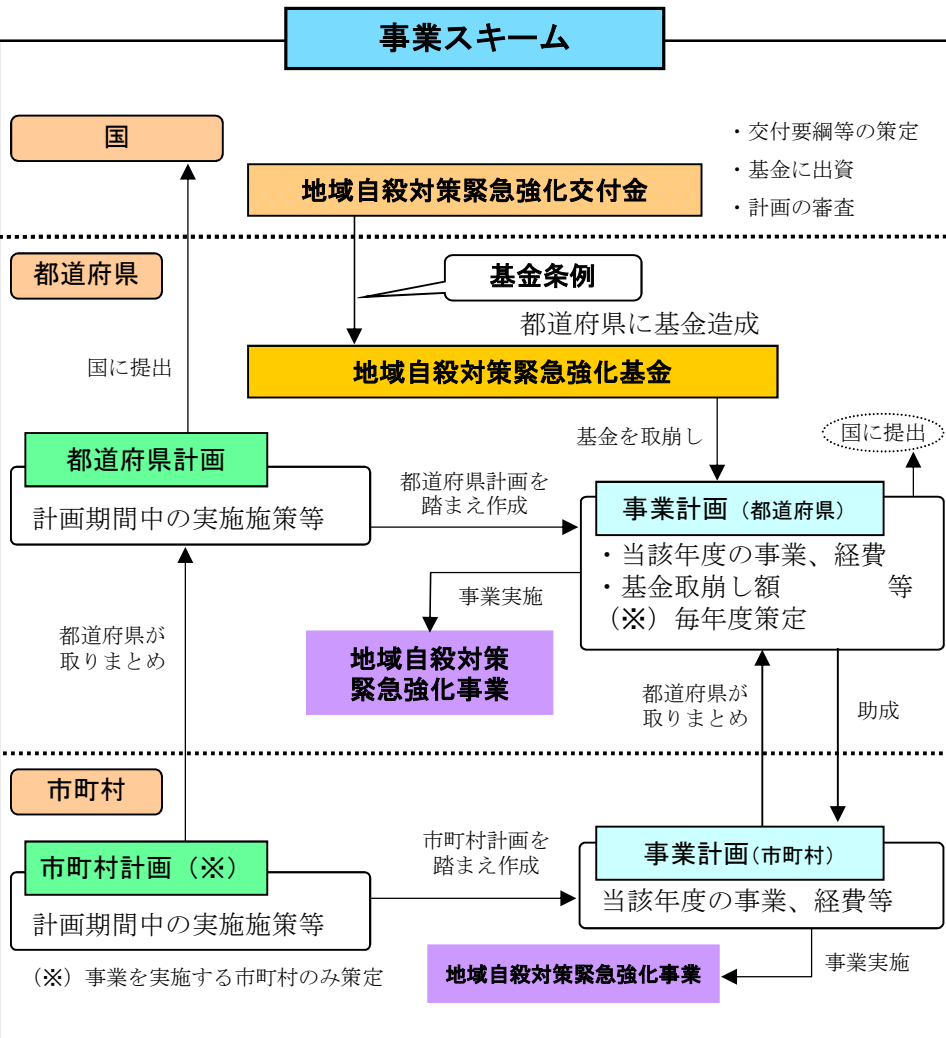
- 厚生労働省 心の健康づくり、精神医療体制整備、失業者に対する相談、企業への指導
- 農林水産省 農村における心の健康づくり 等
- 経済産業省 中小企業等への融資 等
- 国土交通省 屋上・ホーム等の安全確保 等

「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 麻生内閣時、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
 - 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
 - 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- (※) 予算額(平成21年度補正予算):100億円、補助率:10/10(地方負担なし)、時期:21年度から23年度までの3年間で実施(平成23年度3次補正予算において、37億円積み増し。平成24年度1次補正予算において、30.2億円積み増し・25年度まで実施期限を延長。平成25年度1次補正予算案において、16.3億円積み増し・26年度まで実施期限を延長。平成26年度に平成27年度末まで実施期限を延長。)

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体が専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
 (※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
 (※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
 (※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

(注1) 平成27年度からは東日本大震災の避難者又は被災者向けの事業に限定
 (注2) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
 (注3) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

自殺防止対策事業

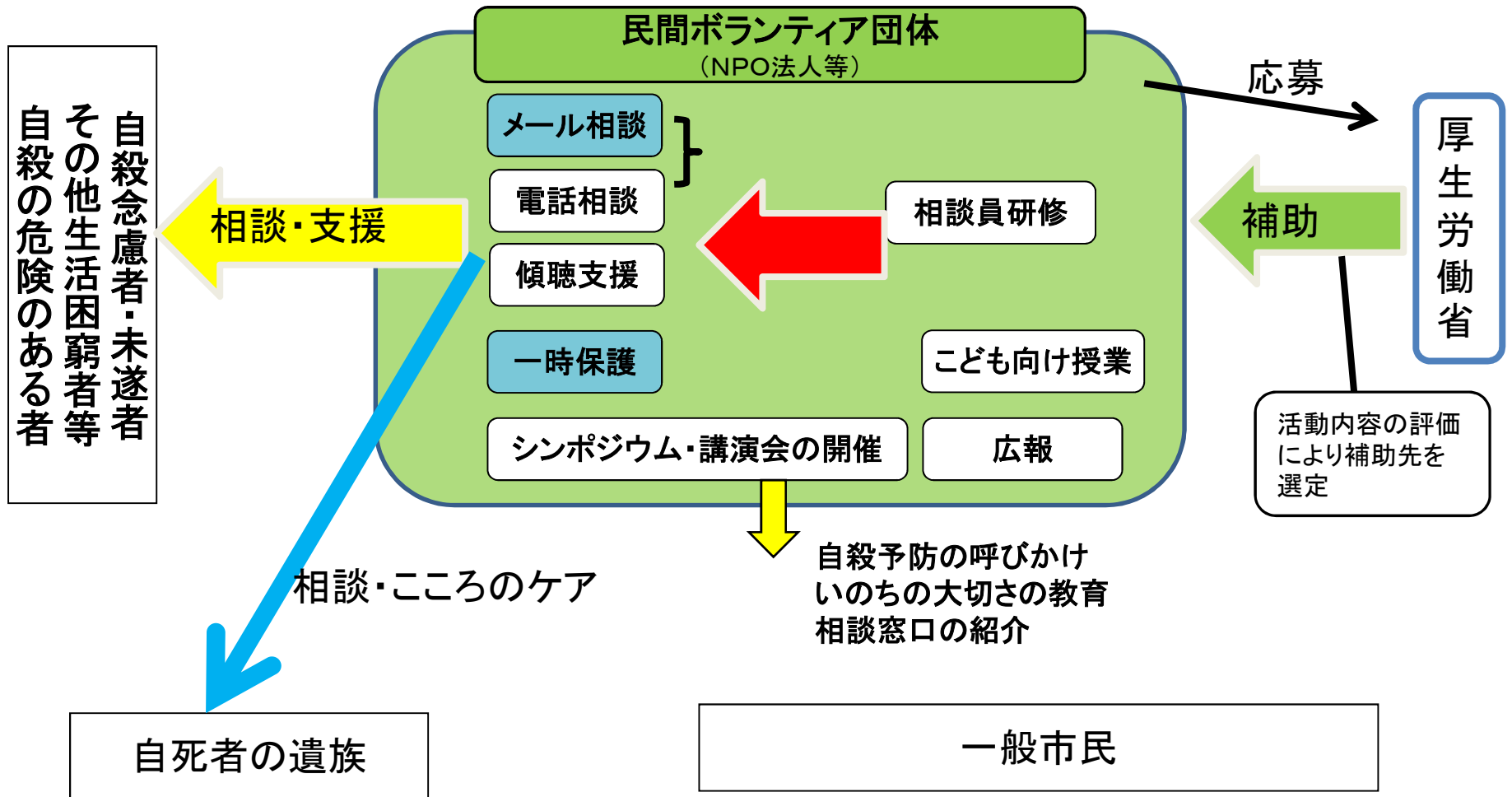
【事業概要】

27年度予算 1.3億円

自殺予防の取り組みを行っている民間団体に対して、その活動について財政支援を行う。(平成21年度～)

【根拠条文】自殺対策基本法 第19条

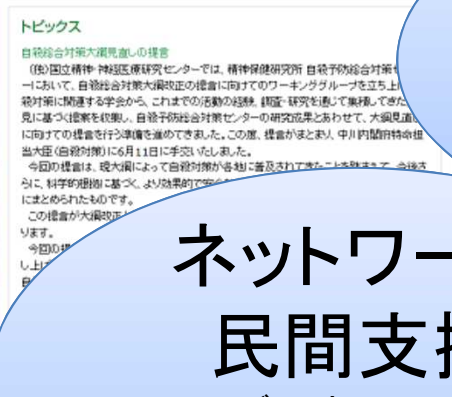
国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。



自殺予防総合対策センター

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援

○独立行政法人国立精神・神経医療研究センター内に設置



情報発信

- ・ウェブサイト「いきる」
(アクセス月あたり5万件以上)
- ・地域における自殺対策の手引きを刊行
- ・ブックレットシリーズ第9号を刊行
- ・アルコール普及啓発資材
「のめば、のまれる」を配布



ネットワーク 民間支援

- ・メディアカンファレンス
- ・自殺対策ネットワーク協議会
- ・自殺対策研究協議会
(WHO専門家の日本訪問)

調査研究

- ・心理学的剖検
- ・地域における自死遺族支援の促進
- ・一般診療科と精神科の連携による
うつ病患者の発見と支援
- ・自殺対策取組状況調査, 振り返り調査
- ・東日本大震災被災地における
自殺予防対策の検討

研修

- ・心理職自殺予防研修
- ・自殺総合対策企画研修
- ・精神科医療従事者自殺予防研修
- ・自傷行為とパーソナリティ障害の
理解と対応研修
- ・NCNP内自殺予防研修

政策提言

- ・自殺対策の関連学会等と連携して、
自殺総合対策大綱の見直しに
向けての提言を作成

27年度予算 39億円の内数

地域自殺予防情報センター運営事業

【事業概要】

都道府県・指定都市に地域自殺予防情報センター(精神保健福祉センター、保健所など)を置き、①自殺対策連携推進員及び自殺対策専門相談員の配置や、連絡調整会議の開催により、関係機関のネットワークを強化し、地域の自殺対策の向上を図る、②地域における自殺対策に関する人材を育成するための研修会を行い自殺未遂者・自死遺族等に対して、適切な支援が提供される体制を整備する。

【現状の課題と対応】

本事業について、

- ・ 地域における関係機関(行政・医療・教育・警察等)相互の連携を図るには体制が十分ではない
- ・ 自殺未遂者・自死遺族に対する個々の実情に応じた相談体制が十分ではない

といった課題があるため、地域でのきめ細やかな対応が可能となる体制を整備するため地域自殺予防情報センターに、自殺対策連携推進員、自殺対策専門相談員の配置したところ。

さらに、自殺の主な要因に精神疾患があることから、うつ病等の対策と連携し、また、企業のメンタルヘルス担当や学校等とも連携して、地域での総合的な自殺対策を推進する。

